

報告第2号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	地方税法の一部改正に伴い、鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する等に当たり、早急に当該条例の一部を改正する必要があるため、3月31日に専決処分したのでこれの承認を求めるもの。
<p>【根拠法令】</p> <p>【改正趣旨】</p> <p>【改正内容】</p> <p>【施行期日】</p> <p>【経過措置】</p>	<p>地方税法の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>●固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の見直し（付則第16条関係） 地方税法附則第15条の項に変更・削除があったために改正するもの。</p> <p>平成22年4月1日</p> <p>改正後の三田市都市計画税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>